

報告第 4 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により議会の議決により指定された事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 4 月 3 日提出

石垣市長 中 山 義 隆

専決処分書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

令和 7 年 3 月 18 日

石垣市長 中 山 義 隆

1 事故名

市道の管理瑕疵に起因する事故

2 相手方

3 事故発生年月日

令和 6 年 12 月 28 日

4 事故発生場所

石垣市新栄町 27 番 5 付近

5 事故の概要

市が管理する市道新栄町縦 4 号の 2 線、新栄町 27 番 5 付近（えいこ鮮魚店縦通り）を歩行中に深さ 6 c m の道路破損箇所に足をつまずき相手方が転倒、負傷した。

当該事故を受け、現場確認及び謝罪を行い、相手方と示談が成立したため、市は相手方に損害賠償金として、93,340 円を支払うものである。

6 損害賠償額

93,340 円